

【一般社団法人品質工学会/規程】 規 0015 号

公益財団法人精密測定技術振興財団品質工学賞論文賞規程

主管 審査表彰部会

1993 年 8 月 1 日 制定

1998 年 3 月 1 日 改訂

2000 年 3 月 30 日 改訂

2015 年 10 月 15 日 改訂

2023 年 12 月 14 日 改訂

第 1 章 総則

（目的）

- 第 1 条 一般社団法人品質工学会に公益財団法人精密測定技術振興財団品質工学賞論文賞（以下、論文賞）を設ける。
2. 論文賞は、品質工学の研究を奨励し技術の進化と社会の発展に資することを目的に、前年の学会誌「品質工学」に掲載された研究論文の中から特に優秀と認められるものに対し授賞する。
3. 対象となる研究論文の種別は「開発と研究」「事例研究」「実施報告」とする。

（賞の授与）

- 第 2 条 該当年の研究論文に対して、原則として金賞を 1 件、銀賞を最大 3 件授賞する。ただし、授賞にふさわしい研究論文がない場合は授賞を見送ることがある。
2. 該当年度の前年の研究論文において新たな価値が発見された場合は、該当年度の論文賞の対象に含める。
3. 品質工学会の他の賞とは独立とし、重ねての授賞を妨げない。

第 2 章 表彰審査体制

（表彰審査体制の設置）

- 第 3 条 授賞候補となる論文の表彰審査および選定は論文賞表彰審査委員会により行う。
2. 論文賞表彰審査委員会の体制は、審査表彰部会より提案し、部会長会の合意を得て決定する。
3. 論文賞表彰審査委員会の委員長は、審査表彰部会長もしくは審査表彰部会長が指名する審査表彰部会員が担う。
4. 論文賞表彰審査委員は 20 名程度を目安とする。
5. 論文賞表彰審査委員会は、該当年度の論文賞の決定をもって解散する。

6. 論文賞表彰審査委員の氏名は一切外部に公表しない。

第3章 選定と承認

(選定)

第4条 選定基準は、審査表彰部会にて別途定める。

2. 論文賞表彰審査委員長、論文賞表彰審査委員ならびに論文賞表彰審査事務局の構成員は、論文賞表彰審査委員の氏名や所属、論文賞選考審議の内容については一切口外してはならない。

(承認)

第5条 論文賞表彰審査委員会の選定結果を受けて審査表彰部会から授賞を発議し、品質工学会理事会の承認および公益財団法人精密測定振興財団の承認をもって決定とする。

第4章 表彰

(表彰日)

第6条 表彰は原則として当年度の品質工学研究発表大会の場で行う。

2. 論文賞の表彰は、公益財団法人精密測定技術振興財団の承認に前後する場合を許容する。

(表彰)

第7条 受賞者には公益財団法人精密測定技術振興財団よりトロフィーおよび表彰状を授与する。

2. 授賞1件につき、トロフィーを1基、表彰状を品質工学会員の受賞人数分、授与する。

3. 受賞者から要望のある場合は、トロフィーの追加製作に応じる。

4. トロフィーの追加製作および提供にかかる費用は、すべて受賞者の負担とする。また、追加分の提供時期は品質工学会にて決定する。

第5章 告示

(会告)

第8条 授賞結果を会告として品質工学会誌に掲載する。

第 6 章 規程の改訂および廃止

(改廃)

第 9 条 本規程の改廃は、主管組織または品質工学会理事の発議に基づき主管組織が立案し、理事会の承認をもって行われる。

付則

1. 本規程は、1993 年 8 月 1 日より施行する。

付議事項

1. 本規程の運用ならびに改廃を検討するにあたっては、公益財団法人精密測定技術振興財団との連絡を密とする。

改定記録

1998 年 3 月 1 日 改訂

2000 年 3 月 30 日 改訂

2015 年 10 月 15 日 改訂

2023 年 12 月 14 日 精密測定技術振興財団品質工学賞規程を発表賞規程および論文賞規程(本規程)に分割。一般社団法人品質工学会の定める規程書式へと全面改訂。